



令和4年度 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付申請書

令和4年 7月28日

函館市長 工藤 壽樹 様

申請者
函館市若松町12番5号
道南いさりび鉄道株式会社
代表取締役社長 川越 英雄

道南いさりび鉄道経営安定化補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的およびその概要

北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された道南いさりび鉄道線（五稜郭・木古内間）について、円滑な鉄道事業の実施と安定的な経営を図る。

2 補助事業の着手および完了の日

着手 令和3年10月 1日

完了 令和4年 3月31日

3 補助事業に要する経費 金 1,046,561,428円

4 補助金交付申請額 金 3,104,373円

補助事業の実績書

申請者の概要	設立年月日 平成26年8月1日
	構 成 員 役員2名 社員104名 計106名
	営む主な事業 鉄道事業、小売事業
補助事業の内容	北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された道南いさりび鉄道線（五稜郭・木古内間）について、円滑な鉄道事業の実施と安定的な経営を図る。
補助事業の実施による効果	経営区間（五稜郭・木古内間）の路線維持と円滑な鉄道事業の実施を通じて、沿線地域の生活路線の確保を図るとともに、北海道と本州を結ぶ物流ルートを確保することができる。
備 考	

- (注) 1. この様式は、補助金の交付申請および実績報告をする場合に使用すること。
 2. 補助事業の内容は、詳細に記載すること。（別紙も可）
 3. その他必要と認められた書類を添付すること。

補助金交付申請額算出調査書

区分	補助事業に要する経費		補助対象経費 (円)	補助基準により算出した額 (円)	補助基本額 (円)	補助率	補助金交付申請額 (円)	備考
	単価 (円)	数量						
道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助事業			1,046,561,428		70,553,950	1000分の44	3,104,373	補助対象経費は、派遣費用から人員の収支(4,152,129)を控除した、また派遣職に充てられる収入(4,152,129)を、それぞれ控除
合計			1,046,561,428		70,553,950		3,104,373	

- 注 1 「区分」欄には、事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
- 2 「補助事業に要する経費」欄には、当該補助事業に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」、「単価」欄が不用のときは斜線で抹消すること。
- 3 「補助対象経費」欄には、当該補助事業のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。
- 4 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。
- 5 「補助基本額」欄には、当該補助金の算出の基礎となるべき額を記載すること。
- 6 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

経費の配分調書

区分	補助事業要経 にる費 助す (円)	負担区分						備考
		市費補助 (申請)額 (円)	自 担 (円)	市助外助の 己額 (円)	市費補助 金の (円)	補以補等額 の (円)	寄附金 (円)	
道南いさりび鉄道 株式会社経営安定 化補助事業	1,046,561,428	3,104,373	976,007,478	67,449,575	0	2	北海道 56,443,160円 北斗市 7,902,042円 木古内町 3,104,373円 「その他」の2円は補助金の端 数切捨分	
計	1,046,561,428	3,104,373	976,007,478	67,449,575	0	2		

注 1 「区分」欄には、経費名又は細分された事業名を記載すること。

2 「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業に要する経費を支弁するための財源として、「市費補助(申請)額」欄、「自己負担額」欄、「市費補助金以外の補助金等」欄又は「寄附金」欄に記載すべき収入金以外の収入金があるときは、その額を記載し、かつ、その収入金の内容を「備考」欄に記載すること。

3 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。

4 「負担区分」欄を「市費補助(申請)額、自己負担額、市費補助金以外の補助金等、寄附金、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

別記第6号様式

事業名 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化事業

事業 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化事業

精算書

収入の部

科目	予当	算額		精算額	内		備	考
		初	更正後の額		収入	支出		
営業収入	598,218,000	円	円	✓ 803,955,052	803,955,052	円	円	
(派遣職員の人件費に充てられる収入)	(9,000,000)			(4,152,129)	(4,152,129)		0	
営業外収入	0			✓ 13,924,871	13,924,871		0	
特別利益	0			✓ 158,127,555	158,127,555		0	
補助金(次損補てん分)	72,703,000			70,553,948	0		70,553,948	
その他	0			2	0		2	
計	670,921,000			1,046,561,428	976,007,478		70,553,950	

支出の部

科目	予当	算額		精算額	内		不	備
		初	更正後の額		支出	未済額		
営業費	655,421,000	円	円	✓ 890,332,601	890,332,601	円	円	
(派遣職員の人件費)	(9,000,000)			(4,152,129)	(4,152,129)		0	
営業外費用	15,500,000			✓ 12,522,472	11,207,084		1,315,388	北海道借入金利息
特別損失	0			✓ 135,513,688	135,513,688		0	
法人税、住民税及び事業税	0			✓ 8,192,667	8,192,667		0	
計	670,921,000			1,046,561,428	1,045,246,040		1,315,388	

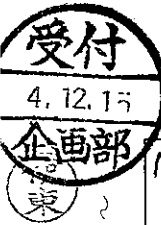
上記のとおり精算したことを証明します。

令和4年7月28日

道南いさりび鉄道株式会社

代表取締役社長 川越 英雄

- 注
- 1 この様式には、当該補助事業に要した経費のみを記載すること。
 - 2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金の交付を受けた者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者の区分に従い記載して差し支えないこと。
 - 3 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者の議決機関等における最終の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。
 - 4 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
 - 5 「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合は、「当初」）欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。



別記第1号様式

No.304

令和4年度 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付申請書

令和4年12月13日

函館市長 工藤 壽樹 様

申請者
函館市若松町12番5号
道南いさりび鉄道株式会社
代表取締役社長 川越 英雄

道南いさりび鉄道経営安定化補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的およびその概要
北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された道南いさりび鉄道線（五稜郭・木古内間）について、円滑な鉄道事業の実施と安定的な経営を図る。

2 補助事業の着手および完了の日

着手 令和4年 4月 1日
完了 令和4年 9月30日

3 補助事業に要する経費 金 1,157,772,965円

4 補助金交付申請額 金 6,886,664円

補助事業の実績書

申請者の概要	設立年月日 平成26年8月1日
	構成員 役員2名 社員101名 計103名
	営む主な事業 鉄道事業、小売事業
補助事業の内容	北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された道南いさりび鉄道線（五稜郭・木古内間）について、円滑な鉄道事業の実施と安定的な経営を図る。
補助事業の実施による効果	経営区間（五稜郭・木古内間）の路線維持と円滑な鉄道事業の実施を通じて、沿線地域の生活路線の確保を図るとともに、北海道と本州を結ぶ物流ルートを確保することができる。
備考	

- (注)
1. この様式は、補助金の交付申請および実績報告をする場合に使用すること。
 2. 補助事業の内容は、詳細に記載すること。（別紙も可）
 3. その他必要と認めた書類を添付すること。

補助金交付申請額算出調査書

区分	補助事業に要する経費		補助対象経費 (円)	補助基準により算出した額 (円)	補助基本額 (円)	補助率	補助金交付申請額 (円)	備考
	単価 (円)	数量						
道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助事業			1,157,772,965		156,515,112	1000分の44	6,886,664	補助対象経費は、費用から派遣員の人員費(4,501,850)を、また、収入を、派遣職に充てられる収入(4,501,850)を、それぞれ控除
合計			1,157,772,965		156,515,112		6,886,664	

- 注 1 「区分」欄には、事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
- 2 「補助事業に要する経費」欄には、当該補助事業に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」欄が不用のときは斜線で抹消すること。
- 3 「補助対象経費」欄には、当該補助事業のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。
- 4 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。
- 5 「補助基本額」欄には、当該補助金の算出の基礎となるべき額を記載すること。
- 6 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

経費の配分調書

区分	補助する事業要経費 (円)	負担区分						備考
		市費補助 (申請)額 (円)	自己負担 (円)	市助外助の 費金の金額 (円)	補助等額 (円)	寄附金 (円)	その他 (円)	
道南いさりび鉄道 株式会社経営安定 化補助事業	1,157,772,965	6,886,664	1,001,257,853	149,628,445		0	3	北海道 125,212,089円 北斗市 17,529,692円 木古内町 6,886,664円 「その他」の3円は補助金の端 数切捨分
計	1,157,772,965	6,886,664	1,001,257,853	149,628,445		0	3	

注 1 「区分」欄には、経費名又は細分された事業名を記載すること。

2 「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業に要する経費を支弁するための財源として、「市費補助（申請）額」欄、「自己負担額」欄、「市費補助金以外の補助金等」欄又は「寄附金」欄に記載すべき収入金以外の収入金があるときは、その額を記載し、かつ、その収入金の内容を「備考」欄に記載すること。

3 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。

4 「負担区分」欄を「市費補助（申請）額、自己負担額、市費補助金以外の補助金等、寄附金、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

事業精算書

事業名 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化事業

収入の部

科 目	予 算 額		精 算 額	内 容		備 考
	当 初	更正後の額		収 入 済 額	収 入 未 済 額	
営業収入	596,247,000		975,631,764	975,631,764	0	
(派遣職員の人事費に充てられる収入)	(9,000,000)		(4,501,850)	(4,501,850)		
営業外収入	0		13,053,143	13,053,143	0	
特別利益	0		12,572,946	12,572,946	0	
補助金(欠損補てん分)	83,028,000		156,515,109	0	156,515,109	
その他	0		3	0	3	
計	679,275,000		1,157,772,965	1,001,257,853	156,515,112	

支出の部

科 目	予 算 額		精 算 額	内 容		備 考
	当 初	更正後の額		支 出 済 額	支 出 未 済 額	
営業費	672,800,000		1,136,668,930	1,136,668,930	0	
(派遣職員の人事費)	(9,000,000)		(4,501,850)	(4,501,850)		
営業外費用	6,475,000		11,339,727	9,491,908	1,847,819	北海道借入金利息
特別損失	0		9,763,750	9,763,750	0	
法人税、住民税及び事業税	0		558	558	0	
計	679,275,000		1,157,772,965	1,155,925,146	1,847,819	

上記のとおり精算したことを証明します。

令和4年12月13日

道南いさりび鉄道株式会社

代表取締役社長 川越 英雄

注

- 1 この様式には、当該補助事業に要した経費のみを記載すること。
- 2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金の交付を受ける者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者の区分に従い記載して差し支えないこと。
- 3 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者の議決機関等における最終の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。
- 4 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
- 5 「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合は、「当初」欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額）を記載すること。